

○大和郡山市雨水タンク設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水タンクを設置した者に対し、予算の範囲内において市がその費用の一部を補助することにより、雨水タンクの設置を促進し、都市型水害の抑制及び雨水の再利用に対する市民等の意識の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この要綱において補助金の対象となる雨水タンクは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) 建築物の雨樋に接続され、雨水を貯留する機能を有する設備であること。
- (2) 雨水タンクとして一般的に流通しているものであること。
- (3) 新品であること(中古品又は転売品でないこと。)
- (4) 1基あたりの有効容量が、100リットル以上であること。
- (5) 常設されていること(移動式でないこと。)
- (6) 購入した日から1年以内であること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する世帯、法人又は自治会であること。
- (2) 市内の建築物に雨水タンクを設置していること。
- (3) 国又は地方公共団体ではないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助金額)

第4条 1基あたりの補助金額は、雨水タンクの本体価格(雨樋との接続器具等付属品を含む。)と設置工事費を合計した額に3分の2を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、45,000円を上限とする。

2 補助金の交付対象となる雨水タンクの数、一の交付対象者につき2基以内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨水タンクの設置後に、雨水タンク設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雨水タンク設置補助金交付に係る調査同意書(様式第2号)
- (2) 建築物の位置図
- (3) 雨水タンクの配置図
- (4) 雨水タンクの仕様等が記載されているカタログ等
- (5) 雨水タンクの購入及び設置に係る領収書
- (6) 雨水タンクを設置した箇所のカラー写真
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、雨水タンク設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、速やかに所定の請求書により、市長に補助金を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに被交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定通知書の保管)

- 第8条 被交付決定者は、第6条の規定による交付決定通知を受けた日から7年(以下「耐用年数」という。)が経過するまでの間、第6条の規定による交付決定通知書を保管しなければならない。

(雨水タンクの維持管理)

- 第9条 被交付決定者は、雨水タンクの機能を維持するため、耐用年数が経過するまでの間、次のとおり、雨水タンクを適正に維持管理しなければならない。
- (1) 雨水タンクの機能を十分に発揮できるよう、定期的な点検及び清掃に努めること。
 - (2) 雨水タンクが地上に設置されている場合は、転倒しないよう安全対策を施すこと。
 - (3) 貯留した雨水を随時有効的に利用すること。
 - (4) 維持管理に要する費用は、被交付決定者において負担すること。

(補助金の返還)

- 第10条 市長は、被交付決定者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、その全部を返還させることができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助金を受けた、又は受けようとしたとき。
 - (3) 耐用年数を経過せず、雨水タンクの譲渡等を行ったとき。
 - (4) 耐用年数を経過せず、雨水タンクを廃棄したとき(天災その他不可抗力及び被交付決定者の責めに帰さない場合を除く。)
 - (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。